

「免責」基盤としてのスーパービジョン体制の構築

ーニュージーランドの実際からの考察ー

宮嶋 淳 (120)

キーワード (スーパービジョン、免責、バイザーの責任、ニュージーランド)

NZにおけるスーパービジョン体制

CYFは「スーパービジョンと学びの意義」を次のように示している。

ソーシャルワーカーとして子ども、若者並びにその家族等に対するソーシャルワーク実践は、非常に重要でチャレンジングな実践である。その中核には、人間に関する力動的な理解とそこに生じる問題への深い認識に基づく解決能力が求められる。したがって、この領域で働くソーシャルワーカーは、常に新しいサポートに関するアイデアや効果的な実践研究に心がけ、最善が尽くせるように、その能力を保持する必要がある。

保持すべき能力としての専門性とそれを保障するためにスーパービジョンによる監督を受け、反省的実践を繰り返すことになる。反省的実践による批判的な関わりは私たちの仕事を強化する重要な手段である。ゆえにそうした機会を最大限に保障していくことが求められる。

スーパービジョンのフォーマルな取り組み

- ・実践リーダー、上級者、地方のアドバイザー、スーパーバイザーによるコンサルテーション
- ・ピア・スーパービジョン
- ・スーパービジョン・コンサルテーション
- ・文化的スーパービジョン
- ・内的ケースに対する計画とミーティング、ケース会議、実践的助言
- ・訪問・調査者による報告

CYFのスーパービジョンは、次のようなレベルで実施される。

すべての初心者（入職12ヶ月未満）・・・1週間当たり1時間

すべてのスタッフ（入職12ヶ月以上）・・・12週間当たり1時間

リーダーやコーディネーター・・・12週間当たり1時間

トレーナーと地方アドバイザー・・・1ヶ月当たり1.5時間

CYFは、専門職スーパーバイザーの機能は、「①実践の監督・ポリシー、プロセス、ガイドラインを理解し、適切な実践が継続するよう見届けられる、②専門性開発が実践に結び付けられ、倫理性の遵守と反省的実践が継続させられる、③バイザーに対する肯定的な働きかけと仕事環境の検証ができる」とされている。一方、スーパーバイザーの役割は「①準備し、時間通りにスーパービジョンに出席すること、②実践を行うこととされた期限内にタスクを果たすこと、③専門性が開発できるために、従事した仕事のプロセスを説明すること」とされている。

NZ social workers Registration Boardは、利用者向けの情報提供のホームページで「あなた（ソーシャルワークサービスを利用する者）は、ソーシャルワークサービスを受けるときに、適切な情報を得る権利がある。あなたとあなたの家族を保護するに適した訓練を受けているかどうかを知ることができる。登録されているソーシャルワーカーから、ソーシャルワークサービスを受けた場合、あなたは、経験や訓練やノウハウについての最低限の基準をそのワーカーが満たしているとして評価し得るか否かを評価することができる。登録されているソーシャルワーカーは、行動規範に従い、実践上の高い基準を満たし、次のように常に行動する。

- ・誠実
- ・専門的力量
- ・あなたを尊重する
- ・あなたの権利～プライバシー、秘密、情報選択～を守る

苦情があれば、懲戒システムにのせることができる。」という。

ここには登録機関と苦情の受付との連動があり、ソーシャルワーカーの能力を保証することが制度として取り込まれていることが伺える。

NZ social workers Registration Board は、次のような Q&A も示しており、一定の自主性も保持している。

Q1、ソーシャルワーカーとして仕事を続けるためには登録が必要か

A、現在のところ、自主的な登録システムなので、直ちに仕事を失うわけではない。

Q2、なぜ登録すべきなのか

A、登録は、最低限の基準に達していることの証明であり、専門職性の維持の証明です。また、クライアントとソーシャルワーカーの関係は、立法に裏打ちされた安全で、責任ある実践が提供されている基準にコミットしていなければならない。

Q3、登録すると、賃金は変わるのか

A、個人と雇用主との関係であり、サービス・プレミアムとして必要としているかもしれない。

NZ・SWr 登録局のホームページ上にある苦情評価委員会の処理事案

No. 1 = 2013/05/13

概要:

1. 苦情を訴えられた SWr○は、登録された公認の SWr。
2. 2013 年 1 月 24 日、SWr 苦情評価委員会は、SWr 登録法 2003 により対応する場を設けた。
3. 委員会によるヒアリングは 2013 年 3 月 22 日に開催された。SWr○は出席せず。

違反行為 (チャージ) :

4. SWr 登録法 2003 にいう実践能力を証明する証明書 (=APC) なしで実践を行った。「実践能力を証明する証明書を保持しなければ、SWr として雇われなかつただろう。」

事実:

5. SWr○は、SWr 登録法 2003 により、2005 年 10 月 14 日に登録していた。
6. 2012 年 7 月、同○は証明書を更新しないまま SW を開業し続けた。
7. 証拠書類は、登録局から請求されていた。
8. 証拠は、次の年に受理されたと思われていた。
9. SWr○は、2005 年 10 月 14 日に初めて SWr 登録され、登録簿に残っている。
10. 法は、APC を毎年次、更新し保持することを SWr に要求する。
11. APC が更新されるべき予定とその通知は、登録されたアドレスに送られる。同 SWr にも 2012 年 5 月 14 日付けで送られている。
12. APC 書式は、毎年、登録局により通知され、催促されていた。
13. 同 SWr は 2012 年 11 月 9 日付けの書留も受け取っていた。
14. 同 SWr には CAC の会員資格に関する助言がなされた。
15. 同 SWr はこうした機会を活用せず、通知に答えなかった。
16. CAC は、2012 年 7 月 1 日以降にも同 SWr が SW 実践を行っていたことにより、法第 25 条に違反していた、と断定した。そして違反行為が委員会に付託された。
17. 同 SWr は 2013 年 2 月 1 日付の通知でこの結果を知らせられ、委員会への出席の機会を提示した。しかし、SWr はそれに従わなかった。

議論と知見:

18. 委員会は、法第 25 条違反を確認した。SWr が各部署からの働きかけに応じず、現在有効な証明書を提出しなかったことによる。
19. SWr が違反行為を認めた場合、委員会は法による措置をとる。

a.専門性に関する不品行の罪

b.法律に違反した罪

i.SWrとして不適當である

ii.開業 SWrとして不適切である

21.他の先行事案(略)～弁護士資格に関する例

22.法曹や医師と異なり、SWr登録は、義務的ではなく任意である。公認されていないとしても自身をSWrと呼ぶことができる。法25条の下では、公認のSWrが、実践力を証明せずにSWを開業することは許されない。委員会は、公認のSWrとして署名し、公認のSWrだとして他者に伝え、働くことを許さない。

23.委員会は、実践力に関する証拠がこの場合ないと考える。

24.委員会は、不適當なSWrとそれによる実践があったと認定する。登録の取り消しも、重大な制裁ではないが、罰に帰着する。

25.委員会は、今回の件が他の案件を規定し、前例となることに注意を払った。

26.一般に「ケース」に関して、専門的なケースに3つの視点がある。つまり、「有能な従業者」「倫理の従業者」および「責任を負う従業者」の標準と問題行為の比較で判断する。

27.開業医に関する例が参考になる(省略)。

28.委員会は、弁護士の適切なドキュメンテーションに答える準備をした。それは、有能で倫理的で、責任を負う従業者の標準に添うことの失敗。リクエストに応じたが、故意の遅れおよび無視は重大な違反である。その時、弁護士は罰金を科され、非難され、コストおよび経費を払うことを命じられた。

29.委員会は、現在の能力証明書を維持し、登録することに決めることは従業者のための必要条件と考える。また、APCの更新を申込むことは公認のSWrの専門家気質にとって根本的であると考え。これらの必要条件は雇用者、利用者およびそれらが専門的に安全に実践していることを公に保証するために、公認のSWrが参加することを決めるシステムの基礎である。

30.登録が義務ではなく任意であるという事実は、更新が公認のSWrの責任であることを排除しない。このシステムは、単純な書類事務と適時で勤勉な処理に依存する。登録局の職員は広く通知することで、必要条件を終えられる。

31.本件のSWr〇は、必要な書類事務を完成させていない。これは、登録局からの多数の注意および警告にもかかわらずである。委員会は、有能で倫理的、責任を負うSWrの標準的な書類事務を完成させず、APCなしでSW実践をすることが法違反に該当するだろうという通知にもかかわらず、当該SWrがそうし続けたことに失策があると考え。

これは、SWrの法的な義務であり、その人の専門職者性の貧弱さの反射であると考え。

32.委員会は、本案件が罰であると認めます。しかし、重大な罰ではない。それは、形式上の批判を引きつける行動であり、職業および公に対するものである。しかしながら、それは、罰の範囲の最も低額のものである。

33.委員会は本件の事実を注意深く考察した。SWr〇は2007年以来APCを保持していない。

また、〇は登録局から繰り返し連絡を受け、APCが更新するだろうと述べたが、これが行われていない。委員会は、〇が登録のプロセスで混乱があるかもしれないと助言した。登録局は、補足情報や新アプリを提供した。〇からのレスポンスがあったが、能力評価アプリは提出されていない。

34.〇はAPCなしで実践し続けている。この違反は約11か月の間継続した。委員会は、これについて全く承諾しがたいと考える。さらに委員会は、〇がどれくらい真剣にAPCを保持する義務を受けとめたかに関して相当な疑問を抱く。

35.したがって委員会は、次のことを決定した。

- ①SWr〇は、登録命令違反、SWr の不適当な行為違反がある。
- ②SWr〇は、委員会に関するコストを支払う。
- ③委員会は SWr〇の処罰をしない。しかし今後、より大きな考慮の材料になるかもしれないことを通知する。

36.委員会は、SWr および SW 職業に対して、APC なしで実践できる状況が承諾しがたいという明瞭なメッセージを送る。この主要な目的は、①SWr が実践をするのに有能であることを保証するためにメカニズムを規定し、それに基づく実践が提供されることにより、国民の安全性を保護することであるから。②また、それらが実践方法に責任のある能力の証明書を保持することは、この目的の鍵である。APC は、有効に従業者が、適当で、公認の SWr であることを証明する。実践力の証明書を出す過程は、SWr の現在の実践の調査の程度が考慮に入れられる。そして、APC を規定するシステムが作動する基本的な前提を弱めるものではない。

37.万が一 SWr〇が有効な APC を保持せず実践を重ねるという一層の違反行為を重ねるなら、CAC は重大な方針の活用を考慮するかもしれない。つまり、法律第 148 条の下の方裁判所の中で、「有罪判決」を視野におく検討である。

38.委員会は、この決定が登録局のウェブサイト上で公表されることを指示する。
オークランド、2013 年 5 月 20 日 CAC 委員長 ヴィッキ・ヒルスト。

注)

APC : Annual Practicing Certificate (年間実践能力証明書)

CAC : Complaints Assessment Committee of the Social Workers Complaints and Disciplinary Tribunal (SWr 苦情・懲戒等評価委員会)

No.17=2013/05/13

概要:

- 1.SWr〇は、公認の SWr である。
- 2.2013 年 1 月 24 日、CAC は、2003 年法により苦情を受け付けた。
- 3.ヒアリングは 2013 年 3 月 22 日に開催された。しかし、SWr〇は現われなかった。

違法行為 (チャージ)

- 4.2003 年法第 25 条に反して実践証明書なしで SW を実践した。

事実:

- 5.SWr〇は、2006 年 5 月 17 日に登録した。
- 6.2012 年 7 月、証明書を保持せず SW を実践した。
- 7.証拠書類の提出は、委員会の長により指導された。
- 8.証拠は、年次ごとに確立していたと思われる。
- 9.SWr〇は、2006 年 5 月 17 日に SWr として最初に登録された。
- 10.2003 年法第 25 条は、毎年次、APC を保持することを要求する。APC は能力の有効な証明書である。
- 11.APC が更新される予定通知は、当該 SWr に送られる。本件においては 2012 年 5 月 14 日に送られた。
- 12.登録局は適切に通知している。
- 13.当該 SWr は、2012 年 11 月 9 日付で、APC の更新期限を迎えた。
- 14.CAC は助言した。SWr〇の資格・権利について。
- 15.CAC は、APC のない〇の SW 実践が 2012 年 7 月 1 日から実行されていたと断定した。

16. CAC は、SWr○に 2013 年 2 月 1 日付の手紙で委員会への出席を求めた。しかし、応答はなかった

議論と知見:

17. CAC は、2003 年法第 25 条により本件を認定する。

18. SWr○は、公認の SWr の、専門的不品行に対する罪があると考えられる。

19. 委員会が早期に専門性に関する発見をしたならば、2003 年法第 83 条のミスコンタクト・ペナルティが考慮されたかもしれない。また、第 48 条以外の他の制裁あるいはペナルティは、3 か月を超過しない期間の拘禁あるいは 10,000 ドルの罰金、あるいは両方を超過しない範囲での罰則。

20. CAC は、これらのペナルティが適切であるとは確信していない。SWr○が犯した違法行為はこれが初めてである。

21. CAC は、APC なしで SW 実践をすることを承諾しがたい。

APC および証明書は、SWr の能力を証明する目的に合致したキー・コンセプト。

APC は、有効に従業者が実行するために必要である。APC を出す過程は、SWr の現在の実践の程度を調査し考慮に入れる。そうした規定によるシステムであり、その基本的前提を弱めてはいけない。

22. もし SWr○が、APC の保持の意義を理解せず、有効な APC を保持せずに SW 実践するという、再びの違法行為を働くならば、委員会は、2003 年法第 148 条により重大なペナルティを課することを考察するかもしれない。

登録は、2003 年法に基づく。

1. 2003 年法に基づく APC を保持しなければならないのは、公認の SWr である。APC を保持していれば、SWr として雇われなければならない。登録局は、SW 実践が理論・知識・技術・価値と倫理に裏打ちされ、管理され、または監督されていることを期待している。

2. 該当者は APC のためのアプリケーションに申し込む必要がある。そして、登録局に登録料を払わなければならない。当該者は、SWr として雇われるかどうか明示することになる。申込者が、当該年度から 5 年以内に能力評価を完成していない場合、APC は発行されない。

3. 法第 29 条に基づく APC の発行条件は、①職務監督者の下で働くこと、②専門能力開発が継続されていること、がある。

SWRB は、すべての公認の SWr がこれらの両方の必要条件に関係のある個別の施策を持っている。

公認の SWr の監督者への期待。

法 35 条により、公認の SWr に課せられた、専門能力の開発の継続は、APC 発行の次の特定の条件がある。

- ・ APC 登録が、制限あるいは条件付きの場合:3 年以内に条件をクリアしなければならない。
- ・ 専門能力を合理的に維持していない場合:3 年以内に職業としての SW 実践。
- ・ 登録内容に誤りが見つかった場合:5 年以内に専門能力評価を完成しなければならない。

APC 発行のその他の条件

- ・ 学生である期間の証明書は、最高 4 か月まで出される。
- ・ 他のすべての APC は、最高 1 年まで出される。

APC に関する条件。

- ・ 法 123 条に基づく個人情報の登録
- ・ 法律違反、罰金課金に関する情報

APCの更新とは

公認のSWrとして、SWrとして働くための証明書を持っていないといけない。SWRB（SW登録局）の登録は、毎年7月1日から6月30日までである。更新はSWr自身の責任である。どのようなレベルのSW資格の者でも、公認のSWrはみな、証明書を持っていないといけない。SWrの雇用者のためのインボイスを要求する前に、雇用者がSWrのAPC料金を払うことに合意するかもしれない。

登録条件

- 登録番号、電子メールアドレス、支払いのためのクレジットカード
- インターネット銀行口座へのログインおよびパスワード
- 証明書を発行するための条件、SWの認識されたSW資格全国卒業証書

引用・参考文献

- 1) 宮嶋淳「ニュージーランドのソーシャルワーク教育からの示唆ーCPITへのヒアリング調査よりー」『ソーシャルワークぎふ』19、57-69、2013
- 2) 河合隼雄「スーパービジョンに関する一研究」『教育心理学年報』21、155-156、1982
- 3) 木下百合子「教育学的スーパービジョン開発の基本的コンセプト」『大阪教育大学紀要』53(2)、79-92、2005
- 4) 田中千枝子、菱川愛、佐原まち子「現任者スーパービジョンの方法論の研究ーピンカス・ミナハンの枠組みとソリューショントークの活用ー」『東海大学健康科学部紀要』6、81-86、2000
- 5) 小松啓、窪田暁子「わが国の児童相談所における心理・社会的アプローチの実践とスーパービジョンの展開」『東洋大学児童相談研究』17、17-30、1998
- 6) 西原雄次郎「ソーシャルワーク・スーパービジョンに関する体験的考察」『ルーテル学院研究紀要』39、43-50、2005
- 7) 塩田祥子「スーパービジョンが福祉現場に根付かない理由についての考察」『花園大学社会福祉学部研究紀要』21、31-40、2013
- 8) 加藤由衣「ソーシャルワーク教育におけるスーパービジョンの位置」『福祉社会研究』8、81-95、2007
- 9) 浅野正嗣「医療ソーシャルワーカーの困難とソーシャルワーク・スーパービジョン」『金城学院大学論集社会科学編』4(1)、18-35、2007
- 10) 山口みほ、浅野正嗣「職場外スーパービジョンの試み」『日本福祉大学社会福祉論集』119、159-192、2008
- 11) 宇都宮みのり「大学と現場を結ぶスーパービジョン・システムの可能性ー卒業生による相互サポート活動の分析を通してー」『東海女子大学紀要』23、21-34、2004
- 12) 窪田暁子、井上修一、大藪元康、飛永高秀「社会福祉援助技術現場実習スーパービジョンの研究（その1）ー実習学生スーパービジョンの意義ー」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部紀要』8、105-109、2007
- 13) 石田敦「スーパービジョンにおけるセラピーの問題」『吉備国際大学研究紀要』13、55-64、2008
- 14) 石田敦「スーパービジョンにおける倫理的原則の応用に関する研究」『吉備国際大学研究紀要』24、1-11、2014
- 15) 川田誉音「翻訳 カールトン・マンソン編『ソーシャルワーク・スーパービジョン：古典的文献とその論点』その1」『龍谷大学社会学部紀要』35、136-148、2009
- 16) 一般社団法人日本社会福祉士会・スーパービジョン体制確立に関する調査研究委員会『社会福祉士のスーパービジョン体制の確立等に関する調査研究事業報告書』2013年3月
- 17) 認定社会福祉士認証・認定機構 (<http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/>) 2014.6.1.検索
- 18) Child, youth and Families (<http://www.practicecentre.cyf.govt.nz/>)
- 19) Social Workers Registration Board, "Continuing professional Development" V2.1、2013
- 20) Social Workers Registration Board (<http://www.swrb.govt.nz/>) 2014.6.1.検索
- 21-22) Canterbury District Health Board (<https://www.cdhb.health.nz/Pages/default.aspx>)